

第一 核燃料物質の防護に関する規定の整備

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案要綱

核物質防護規定の遵守の状況に関する検査

1 製錬事業者等は、核物質防護規定の遵守の状況について、主務大臣が定期に行う検査を受けなければならぬものとする。

2 1の検査に当たっては、主務大臣の指定するその職員は、事務所又は工場若しくは事業所への立入り、帳簿等の検査、関係者に対する質問又は特定核燃料物質等の試料の提出（試験のために必要な最小限度の量に限る。）をさせることができるものとする。

（第十二条の二第五項から第八項まで、第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二第二項及び第五十七條の二第二項関係）

二 核物質防護検査官

1 文部科学省及び経済産業省に、核物質防護検査官を置くものとする。

2 核物質防護検査官は一の検査に関する事務に従事するものとする。

(第六十七条の二関係)

三 特定核燃料物質の防護に関する秘密保持義務

原子力事業者等及びその従業者等は、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならないものとする。

(第六十八条の三関係)

第二 事業の廃止等に関する規定の整備

一 事業の廃止等に伴う措置

1 製錬事業者等は、その事業等を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならないものとする。

2 製錬事業者等は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、廃止措置計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

3 製錬事業者等は、2の認可を受けた廃止措置計画に従って廃止措置を講じなければならないものとする。

すること。

4 製錬事業者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が主務省令で定める基準に適合していることについて、主務大臣の確認を受けなければならないものとする。

5 製錬事業者等が4の確認を受けたときは、指定又は許可はその効力を失うものとする。

(第十二条の六、第二十二條の八、第四十三條の三の二、第四十三條の二十七

、第五十條の五、第五十一條の二十五及び第五十七條の六關係)

二 指定又は許可の取消し等に伴う措置

1 旧製錬事業者等は、保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等の規定の適用について、5の確認を受けるまでの間は、なお製錬事業者等とみなすものとする。

2 旧製錬事業者等は、廃止措置計画を定め、指定又は許可を取り消された日等から主務省令で定める期間内に主務大臣に認可の申請をしなければならないものとする。

3 旧製錬事業者等は、1の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならないものとする。

4 旧製錬事業者等は、1の認可を受けた廃止措置計画に従って廃止措置を講じなければならないもの

とすること。

5 旧製錬事業者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が主務省令で定める基準に適合していることについて、主務大臣の確認を受けなければならないものとする。

(第十二条の七、第二十二條の九、第四十三條の三の三、第四十三條の二十八、第五十一條、第五十一條の二十六及び第五十七條の七関係)

第三 放射能濃度についての確認等に関する制度の新設

一 原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして主務省令で定める基準を超えないことについて、主務大臣の確認を受けることができるものとする。

二 一の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によって汚染された物でないものとして取り扱うものとする。

(第六十一條の二関係)

第四 その他

一 この法律の施行期日について定めること。

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第一条関係)